



3 教高第 101 号
令和 3 年 4 月 9 日

県立学校長 様

副 教 育 長

「感染対策期」における教職員の新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

本年 3 月下旬に松山市繁華街での 200 人規模の変異株クラスターが発生して以降、強い感染力を持つ変異株は、家庭内や職場、学校、生活上の接触を通じて想像以上の勢いで拡散し、2 次・3 次感染により、県内各地で別のクラスターを発生させる事態となっております。

また、最も危惧していた医療機関・高齢者施設への感染拡大も確認され、この感染状況が続けば医療崩壊の危機に直面しかねず、今や本県は、社会経済活動をできる限り縮小し、感染防止を最優先にせざるを得ない、深刻な状況となっております。

このため、昨日（4 月 8 日）、県独自の警戒レベルを最高の「感染対策期」に切り替え、県民に対し感染を抑え込むための行動自粛を強く要請することとなりました。

については、教職員一人ひとりが、いつ誰が感染してもおかしくない状況であるという危機感と、自らの行動自体が県民の命を守るという強い意思を持ち、公私を問わず、県民の模範として適切な行動を取るよう、所属職員へ確実に周知するとともに、職場における感染防止対策についても細心の注意を払うよう努めてください。

なお、教職員全体で危機感を共有するため、知事記者会見等の内容を日々確認し、感染状況や注意事項等に応じて適切に対応するよう、併せて周知してください。

1 感染を抑え込むための行動自粛

○外出や人との接触、会合の機会を減らす

- ① 毎日顔を合わせている人間関係の中で過ごす（親族であっても日常的に会っていない者との接触は避ける）
- ② 体調に異変を感じた場合、必ず外出や人との接触を避ける
- ③ 基本的な感染対策の徹底（マスクは適切に着用（鼻出しマスクやあごマスクは感染対策に効果なし）、手指消毒は極めて有効）
- ④ 「3 密」の場は絶対に避ける

○陽性確認が集中している松山市への往来自粛（会議開催や出張についても、延期・中止又は Web 等を使用したものへ変更）

○感染拡大地域（首都圏やまん延防止等重点措置適用地域等）への不要不急の出張・往来自粛

○特に松山市在住者は「不要不急の外出自粛」(夜だけでなく、日中も)

*家族や友人等から誘われた場合も、現下の深刻な状況を説明し、会食・会合・集い等の延期や中止等について協力を求めること。

《会食に関する注意事項》

【必ず守るべき3つの条件】

- ① 店側の感染対策ができていることを確認
- ② 参加者の2週間以内の行動歴を確認
- ③ 当日の体調不良者がいないことを確認

【その他の注意事項】

- ① 夜間に限らず、日常の会食は、基本的に4人以下
 - ・毎日顔を合わせている人と
 - ・席の間隔を十分空けて
 - ・大声を出さない。羽目を外さない。
 - ・長時間の飲食は避ける(2時間以内)。
- ② 行動歴等の確認をしたうえで職場での会食を行う場合、業務継続の観点から、管理職全員が同時に出席することは避ける。

2 職場における感染防止対策

「新型コロナウイルスの職場内における感染防止対策の徹底について」(令和3年4月9日付け3教総(厚)第30号副教育長通知)により通知した感染防止対策を徹底すること。

特に、公共交通機関利用者の時差出勤や、テレワークによる在宅勤務の積極的な活用により職場に滞在する教職員の数を分散するほか、校外の関係者が参加する会議等についても、可能な限り延期・中止若しくはWeb会議等での実施とし、接触機会の低減を図ること。

また、各所属においては、所属職員が濃厚接触者に該当した場合に備え、次のとおり対応すること。

- 体調不良を感じた場合は、所属に報告のうえ、速やかにかかりつけ医に相談する。
- 濃厚接触者に該当した場合は、必ず申し出る。
- 連絡方法(誰に連絡するのか)を確認しておく。
- 自宅待機中に、業務に支障が生じないように、業務執行体制を構築しておく(テレワークによる在宅勤務など)。